

添付法令資料 5 :

外国の銀行又は銀行支店に対する資本安全比率を定めるベトナム国家銀行の通知
(目次)

2016 年 12 月 30 日付第 41/2016/TT-NHNN 号通知 / 20.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 具体的規定
 - 第 1 目 資本安全比率及び自己資本 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 目 信用リスクに従い計算される財産 (第 8 条ないし第 15 条)
 - 第 3 目 活動リスクのために要求される資本 (第 16 条)
 - 第 4 目 市場リスクのために要求される資本 (第 17 条及び第 18 条)
 - 第 5 目 報告制度及び情報公布 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 3 章 国家銀行に属する各機関の責任 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 4 章 施行条項 (第 23 条及び第 24 条)